

令和6年第9回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和6年9月30日（月） 午後1時30分 開会

場 所 市役所 東庁舎 東D会議室

出席者

教育長	藤田 善久	教育長職務代理者	青地 弘子
教育委員	山本 一博	教育委員	沖田 行司
教育委員	神寄 由紀美	教育部長	中西 美智代
こども未来部長	井口 みゆき	教育部次長	福井 健次
管理監（図書館担当）	松野 勝治	管理監（幼児担当）	高山 千穂
教育審議員兼教育研究所長	栗田 一路	教育総務課長	池元 貴之
学校教育課長	北川 守一	校務支援室長	松本 良恵
生涯学習課長	中西 恵美子	学校給食センター所長	長崎 充利
幼児課長	辻 温	能登川図書館長	江竜 喜代子
事務局（教育総務課長補佐）	小辰 あつ子		

以上19名

開会

教育長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
定例会開会の前に、本日の定例会に傍聴の申し出がありますので、「東近江市教育委員会
議事運営に関する規則」に基づきこれを許可することとしてよろしいか。

各委員

（異議なし）

教育長

それでは、これを認めることとし、入場を許可します。

（傍聴人着席）

教育長

ただ今から、令和6年第9回教育委員会定例会を始めさせていただきます。
最初に、「会議録」の承認についてですが、委員の皆様には、「第8回定例会」の会議録に
ついて、あらかじめ事務局から配付し、御確認いただいていると思います。
会議録の内容に、御異議はございませんか。

各委員

（異議なし）

教育長

それでは、「第8回定例会」の会議録は承認いただきましたので、後ほど「山本委員」と
「神寄委員」に署名をお願いいたします。
なお、今回の第9回定例会の会議録署名委員は、「山本委員」と「沖田委員」を指名させて
いただきますので、よろしくお願ひします。
それでは、次第に従い、進めさせていただきます。

「1 報告」です。私から教育長報告をさせていただきます。

(教育長報告)

本日、議会が閉会し、小椋市長が閉会のあいさつの中で、来年2月に行われる市長選挙に立候補されることを表明されました。基本的には、手を付けている施策が多くあり、めどをつけるためというのが主旨だと受け止めました。

教育長が選挙に関係し発言することは控えた方が良いと思っていますので、これに関してはここまでとさせていただきます、今議会において、私が発言した内容をいくつか紹介させていただきます。

まず、一般質問で、森議員からの再質問に対する私の答弁を紹介します。質問は、学校が社会に果たす役割、子供たちにとっての学校の意義についてです。このことについては、以前にもお話している事柄で、重複することもあります。整理した話として答弁したものです。

このことについて、本市の教育振興基本計画の基本目標として掲げており、「学力の向上を図り、豊かな情操と道徳心、健やかな体、さらには、命を尊び、他者のことを尊重し合える態度を養うこと。また、たくましく生き抜く力と豊かな心を身につけ、進む道を自分で選択し、そのための努力ができる人を育てる。」という言葉で表しています。

「居場所」という言葉と「学びの場」という言葉がありますが、学校においては、やはり「学びの場」でありたいと考えています。

計算ができ、言葉を理解するということは、生活していく上で必要な知識を得るということで、それを生かして人や社会と関わり、よりよい人生を歩んで行くことを目指すものです。

学校という集団の中で行動すると、人と協力することの楽しさを知ったり、難しさに気づいたりもできます。社会を生きていく上で、とても大切なことです。

YouTube などを見ていると不登校を経験した青年が、知識はネットで得られるから学校に行く必要はないと述べている方もあれば、学校に行かなかったことを今でも後悔していると述べている方もあり、様々です。

本市で設置した「校内教育支援センター」は、指導員2人体制としました。このような体制をとっている自治体がほかにあるかは存じ上げませんが、多様な子供たち一人一人に応じた接し方、寄り添い方ができるようにと考えたものです。

しばらく休んでいたけれど学校に行ってみようと思ひ、訪ねてきた児童生徒に、「今日は先生がいらないから自習しておいて」などと言ってしまうことが絶対にならないように、いつ訪ねてきても学校でしっかり受け止めることができるようにと、この体制としたものです。

学校に行きづらくなっても、教室に入りづらくなっても、校内教育支援センターでなら過ごすことができる。そんな居場所を作ってほしいと学校長には伝えています。その居場所で過ごす中で、少しずつ学びに興味湧き、教科書を手を取ったり、クラスメートの様子が気になりだしたりと、エネルギーの蓄積と共に、自発的な学びに向かう機運の高まりに期待しているものです。

私たちが学校に来てほしいという思いを持っているのと同じように、多くの保護者は学校に通えるようになってほしいと願っておられます。そんな保護者の思いに応える一つの手立てだと思っています。

これが全てではありませんし、ほかに手立てがあれば、更に工夫を加えたいとも思っています。学校に戻るということを最終の目標に置いているわけではありません。しかしながら、

「あなたは社会を生き抜いていかななくてはならないのです。そのためにはこんな力が必要なのです。」と、少なくともそのことを伝えて中学校を卒業させたいと考えています。

次に、福祉教育こども常任委員会の挨拶で、私が最近感じていることを3点、話させていただきましたので紹介します。

一つ目は自然災害に関連したことです。今年の市総合防災訓練は、台風10号襲来で中止となりました。全国的には多くの被害が出ましたが、幸い本市では大きな被害はなく、胸をなでおろしたところです。

昨今の天気は、今まで経験したことのないことが起こるのが常のように感じています。県内でも、米原市では、7月ひと月の間に同じ地域で、3度も大雨による土石流が発生し、大きな被害を出しました。また、8月8日には日向灘沖を震源とする最大震度6弱の地震が発生し、初めて南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意といったものが発表されました。

今年の元日には、能登半島で大きな地震が発生し、その復旧、復興がままならない状況が続いていますが、このような災害を考えたときに東近江市の学ぶべき事例についてお話します。この時点では能登半島の豪雨被害は発生していませんでしたので、その件には触れていません。

愛東地区の大萩町です。昭和47年9月16日午後9時過ぎに台風20号に襲われ、今でいう土石流が5戸の家屋を押しつぶし、全壊が2戸、半壊3戸、床上浸水27戸、床下浸水28戸、山崩れ50箇所、護岸崩壊25箇所などと、59戸の集落に甚大な被害が発生しました。

当時、大萩町は山間部にあり、通学や通勤、また医療面でも様々な課題を抱えていました。ちょうどその年の12月に「防災のための集団移転にかかる国の財政上の特別措置等に関する法律」が成立したこともあり、この法律に基づき集団移転すべきか検討がはじめられました。

総集會が開かれ、毎晩のように夜遅くまで議論が続いたとのこと。ここに残って集落の中で安全な場所を探そうという意見も出たようですが、災害への恐怖心は強く、安全な場所に移転しようという意見が大勢を占めたとのこと。

翌年の3月、愛東町長に提出された陳情書には「七百年もの昔から住み慣れたふるさとを去ることは、人情として偲び難いが、人の命には代えられない。住民それぞれの追い詰められた決断である。」と記せられていたといえます。

当時大萩には「息子が二十歳になると、家の取り仕切りの権利は息子に与えて、年寄りも引込む」という、若者第一主義的なしきたりがあったとのことで、集落の多くの世帯が集団移転に賛成しました。しかし、移転に賛同した家庭の中には、すっきりと割り切れないものがあったといえます。

2年半が経過した昭和50年(1975年)、集団移転が行われました。さらに15年後の平成2年(1990年)、住民の願いであった、上岸本、大萩住宅団地という住居表示が変更され、大字「大萩」が復活したのです。

そのことを記念して発行された記念誌、『激甚災害—その記録とふるさと大萩』には、移転当時の涙を流しながら住み続けたふるさとを後にしたときの思いや、今は移転して本当によかったという心からの思い、そして、大字「大萩」の復活を機に、よりよい集落としていきたいとの熱い思いがつつられています。

今までと同じ生活を続けられることは誰もが願うことです。しかし、従来にも増して災害の危険度が高まり、直面する少子高齢化など、様々な課題が目の前に迫り、将来を見据えた

決断をしなければならないときが多く地域にやってきます。

今年の能登半島地震を経験しても、集団移転の話し合いはなかなか進まず、まとめるのは大変な作業です。

来年、大萩町は集団移転から50年を迎えます。今とは比べものにならないくらい土地への執着やコミュニティのつながりが強かった時代に、大萩町はどうして50年も前にこのような決断ができたのか、災害からの復興だけでなく、地域の課題にどのように向き合うことが大切なのかを、大萩町の事例から学び直さなくてはならないと強く感じています。

私は、小中学校をどのように配置し、子供たちにとってのより良い教育環境をどう確保するのか、近い将来、必ずこの議論を行わなくてはなりませんし、よりベターな選択を地域の人たちには決断していただくなくてはならないときがくると思っています。

この時の主役は、そのとき小中学校に通う子供たちであり、将来生まれてくる未来の子供たちです。そして、その未来について決断をしていかななくてはならないのは、子供たちの保護者の世代であり、それを支える大人たちです。そして、その先頭に立つのが私たちだと思っています。

次に、熱中症対策です。熱中症対策については、体育館にエアコンを設置すれば解決するというのではないというのは答弁で申し上げたとおりです。学習活動の中では、熱中症指数を見ながら、体育やプールの授業、課外活動等については、時間や場所を変更するなどの措置がとれますし、最悪の場合は中止という判断もできます。

子供たちは、その日の体調により、熱中症の症状を訴える場合もあります。そのときには、水分補給や保健室での休息、場合によっては救急車の手配も行えますが、一番心配している登下校時には、こういった対応は難しいと感じています。

子供たちは長時間、徒歩で登下校する地域もあり、そういったときに熱中症の症状がみられた場合には、一緒に通学している子供が判断をしなければなりませんし、連絡手段もない場合があります。徐々に暑さが増す夏休み前より、涼しい環境の中から、急に暑さの中、通学するようになる9月の方がリスクは高いように感じます。昨日でも東庁舎前の熱中症指数は31近くを示しており、妙案がないのが現状です。

最後に一点、先週の土曜日「人権ふれあい市民のつどい」を開催し、多くの市民の皆さんにお集まりいただき中、副島淳さんに講演をいただきました。副島さんはタレントとして御活躍ですので御存知の方も多いかと思いますが、アメリカ人と日本人とのミックスルーツのある方で、東京蒲田に生まれ、千葉の浦安で育ったという、純然たる日本人です。ただ、肌の色が黒かったり、髪の毛がアフロであったりと、見た目で小学生の頃大変ないじめを経験され、その経験談をストレートに話していただきました。

ただ、ラッキーだったと言われていたのが、中学校でバスケットボールに出会い、チームが強くなるにつれて、周りのみんなの見る目が変わったということでした。自身、身長が30センチメートルも伸び、今までいじめていた同級生が話しかけてくれるようになったと話されていました。いじめからは逃げていいのですが、命を絶つことだけはしないでほしい、という彼の言葉が印象に残りました。

関連して感じたことは、東近江市には外国にルーツをある子供たちが少なくありません。教育委員会では日本語指導教室「いろは」を設置し、日本語や生活習慣の初期指導を行って来ていますが、授業についていける日本語力を身につけることができているかということ、課題は少なくありません。言葉も分からない授業を我慢して聞いて過ごしているという子供も

教育長

少なくありません。そういった我慢がクラスメートとのいざこざの原因にもなったりしています。

本市で一番外国にルーツのある子供たちの在籍率が高い玉緒小学校では、こういった子供たちの保護者会を開催しており、その保護者からは、今後も日本に住み続け、日本で就職させたいといった声が大多数だということです。

子供たちの声としても、様々な業種に就職したいという夢が語られています。私は、こういった子供たちが将来について夢を描ける学びを提供したいと考えています。地域や学校においてトラブルにつながることをないように、家族を含め、日本語力や日本の生活習慣を身につけてもらいたいと思っています。また、御意見もいただきたいと思います。ということ委員会での挨拶としました。

私からの報告は以上です。次に教育部長から報告をお願いします。

(教育部長報告)

教育部長

皆様こんにちは。

教育部長の中西です。よろしくお願いします。

私からは 2点報告いたします。

はじめに、議会関係では、一般質問が9月9日から11日までの3日間行われ、教育部に対しては7名の議員から質問をいただきました。

答弁内容は、お配りしている資料のとおりですが、主な答弁について御報告いたします。

森議員からは大きく3つの質問があり、まず1点目の「教師を取り巻く環境整備についての緊急的な施策提言」について、本市では、緊急提言を受けて、できるところから積極的に取り組みたいと考えており、今年度から休業期間の見直しや中学部活動の終了時刻を中学校の終業時刻に設定したと答弁しています。学校・教師が担う業務に係る3分類についての取組状況や地域学校協働本部が果たしてきた役割とその成果についても質問がありました。

森議員の2点目の「不登校政策について」、学校での居心地の良さを感じさせるための取組状況については、現在、小中学校では、子供の居場所づくり、絆づくりのために「魅力ある学校づくりの推進」として特別活動に重点を置いて取り組んでいると答弁しました。

校内教育支援センターの具体的な取組及びその成果については、教室をリラックスできる環境に整備し、教室に入りづらくなった児童生徒の初期対応を行っており、昨年度登校できなかった児童が、毎日登校できるようになったり、好きな教科の授業に出られるようになったりという声も届いており、一番の目的であった学びの場とともに居場所としての役割は果たしているものと考えており、不登校の児童生徒数についても横ばいの状況で増加が抑えられていると答弁しています。

3点目の「教育現場の広報について」、働き方改革や不登校対策等の取組については、ホームページや連絡用アプリでの配信、学校での様子については、学校だより等で広報しており、これらによって保護者や地域に発信し、その意図や取組の方向性の共有を図ることは、信頼される学校づくりにつながると考えていると答弁しています。

山本議員からは、学校給食について、主に食品添加物や使用基準方法、市内産の食材を増やす努力をしているのかなど14点の質問がありました。

本市では、徹底した衛生管理の下、品質や鮮度の良い食材を選定し、栄養バランスのとれた美味しい給食を提供しており、食品流通の法令に基づき、学校給食において規格に合致す

る物資を選定していることから、独自の検査をする必要はないと認識していること、市内産物については、献立に盛り込み、予算の範囲内で優先枠を設けて市内産物の使用が増えるように努めており、市内JAや東近江めぐりステーションとは従来から情報交換や協議を重ねていると答弁しています。

青山議員からは、企業経営者を生み育てることについて、「近江商人商いディングスクール」の創設について質問がありました。

現在、小学校では、キャリア教育の一環で、東近江市出身のスポーツ選手や起業されている方を招き、その職業に就いた経緯や働くことの大切さや喜び、苦労話を語ってもらう学習を、中学校では、市内の事業所の協力を得て、職場体験学習を行い、様々な現場で仕事に携わるなかで、仕事の大変さや喜びなどを体感しており、近江商人発祥の地としての地域学習にも取り組んでいることから、少子化を迎えますますます大きな課題となる後継者の育成については、それぞれの業界や経済団体で取り組んでいただくべきものと考えていると答弁しました。

井上議員からは、いじめ重大事態に関する第三者委員会の教育委員会に対する指摘と提言について質問があり、調査報告書で認識不足と指摘された対応と改善策については、第三者委員会からは教育委員会は深刻な状況にある当該児童と保護者に寄り添った対応ができておらず、いじめ重大事態の認識不足であると指摘を受け、今後こういった事案が発生した場合、すぐに第三者委員会を立ち上げ、適切に対応できるように体制を整えたこと、第三者委員会からの提言のあった6項目の提言内容と具体的な対策6項目について、それぞれ説明しました。その他にも、いじめ撲滅のために、学校・学級アセスメントの再開について、いじめの認知総数とその推移について、スクールカウンセラーの役割と増員の必要性について、教育振興基本計画の推進が良質な教育環境につながるかについての質問がありました。

廣田議員からは、熱中症対策と地球温暖化防止についてのうち、小中学校の体育館へのエアコン設置について質問があり、本市の小中学校における暑さ指数による屋内外での授業、部活動及び外遊びの中止状況を報告し、現時点では設置の計画はなく、今後も熱中症アラートの予報に基づき、場所や時間の振替で対応していきたいと答弁しています。

その他にも、櫻議員からは、子ども同士のピアサポートの推進について、安田議員からは、滋賀県「うみのこ」「やまのこ」「たんぼのこ」学習について質問がありました。

また、この9月議会は決算議会でもあり、9月18日に行われた福祉教育こども常任委員会では令和5年度決算について審議が行われ、予算科目ごとに事業の進捗や方針などについて議論がありました。議会の報告は以上です。

2点目は、9月24日に湖東第三小学校、五個荘小学校、湖東中学校において給食で提供した「牛乳」が、「いつもより味が薄い」との申し出があり、回収した製品の細菌検査を行いました。異常はなく、安全性に問題はないと判断し、翌日の25日も通常どおり牛乳の提供を行いました。しかしながら、製造業者が詳細な調査を行ったところ、牛乳の製造過程において飲用水（同業者が製品製造に使用する安全な水）が混入し、牛乳が薄まったことが判明しました。心配をおかけした対象校の児童、生徒及び保護者の皆様には、25日の夜に連絡用アプリで、お詫びの文章を送り、学校には改めて業者からお詫びと説明に行ってくださいました。特に大きな被害がなかったことに安堵していますが、今後はこのようなことがないように、業者には厳重に注意したところです。

9月も終盤となりようやく暑さも和らいでまいりました。明日から10月に入りますが、

教育部長

市内のほとんどの小学校で10月3日から19日の間に運動会が開催される予定となっています。これまで嚴重な熱中症対策を講じてきており、屋外で十分な練習ができていない学校も多いと聞いておりますので、少し涼しくなったことで、終盤の練習にも一段と熱が入るものと思います。ただこの週末のお天気が心配ですが、思い出に残る運動会になることを祈念して、教育部からの報告とさせていただきます。

教育長

ありがとうございました。それではこども未来部長から報告をお願いします。

(こども未来部長報告)

こども未来部長

皆様、こんにちは。こども未来部長の井口です。

それでは、こども未来部から4点、報告をさせていただきます。

1点目、夏休み期間限定の学童保育所及び居場所づくりについては、無事に事業を終えることができましたので、次年度に向けて、事業の検証等を行っています。

2点目、学童保育所の安定的な運営を目指して「東近江市放課後児童支援員確保対策協議会」を設立しました。

学童保育所の運営については、放課後児童支援員の確保が課題であったことから、学童保育所の運営団体と市で構成する「東近江市放課後児童支援員確保対策協議会」の設立総会を9月24日に開催しました。詳細は、このあと常任委員会報告で説明いたします。

3点目、運動会について報告します。

幼児施設では、9月末から10月にかけて運動会の開催を予定しております。今年は9月に入っても猛暑日が続き、戸外での活動にまだ制限がある日があり、子供たちは屋内で運動会に向けての活動も多い状況です。

運動会については、子供たちはもちろん、保護者も楽しみにしている行事の一つですので、無事に開催できるよう願っているところでございます。

4点目、9月市議会定例会の一般質問の内容等について御報告させていただきます。今回2人の議員から御質問をいただきましたので、主なものを紹介させていただきます。

まず、和田議員からは、子ども食堂への市の支援について御質問いただきました。子ども食堂は、子供の居場所だけでなく、地域住民の交流の場の側面もあり、市民や民間団体が主体となった地域の共助による取組であることから、その自発性と多様性を尊重していきたいと答弁いたしました。

次に、櫻議員からは、保育所等の利用調整、保育所等及び学童保育所の待機児童解消策、(仮称)こども誰でも通園制度などの御質問をいただきました。

(仮称)こども誰でも通園制度については、国の制度設計が定まっていない中ではありますが、事業目的から、本市で既に子供が健やかに育つための取組である、一時預かり事業やつどいの広場などで、こども誰でも通園制度の機能を十分に果たしていると考えています。そうしたことから、国及び県には、地域の実情に応じた制度とするように要望しているところであり、市としましては既存の事業を生かして、東近江市ならではの事業実施に向けて検討を進めているところで、と答弁いたしました。

以上でこども未来部からの報告とします。

教育長

ありがとうございます。

教育長	それぞれの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんか。
山本委員	教育長報告で、森議員の再質問はどの項目で質問されたのでしょうか。
教育部長	全体として、最後に教育長に尋ねるという形で再質問されました。
山本委員	<p>熱中症について、登下校のことを言われていましたが、最近ある学校で「ちょこっとタクシー」を集落単位で利用して下校していると聞きました。それについては、教育委員会事務局は把握していますか。</p> <p>今後、そういったことを進めるのか、検討するのか等どのようにお考えですか。</p>
教育総務課長	<p>把握しています。</p> <p>委員が言われた地域については、元々通学バス運行管理規則で定められた距離、低学年は3キロメートル以上の地域でありましたが、今までは地域の考えを尊重して徒歩で通学をされていました。今回、保護者の代表から話があり、暑い期間の帰りだけでもどうにかできないかと相談を受けましたので、条件的に通学バスを利用できる地域でもあったため、路線バスは走っていませんでしたが、ちょこっとタクシーを利用することが可能ではないかということで、調整をしました。実際は、学校から地元地域の隣の地域まで乗っていただいています。また、地元地域に関しては、地域からちょこっとタクシーの停留所を地元を設置してほしいと要望も出されましたので、関係課へも話をし、設置ができるように調整しているところです。</p> <p>しかし、市域全体でいいますと、全ての地域が長距離に該当しませんので、バスやタクシーが利用できるのか、そういったことができない場合は何らかの形を探っていくのかといったところは、今後検討していく必要があると考えています。</p>
山本委員	<p>良い方法があれば改善を加えて取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>もう一点、牛乳の問題について、複数の学校で複数の学級に提供されていますが、それぞれの対応をどうされたか等の検証はされていますか。</p>
給食センター 所長	<p>学校からの報告は、各センターで受けました。ほとんどの学校が飲用を済ませた後で「牛乳が薄かった。」と報告を受けました。その報告が湖東第三小学校からのものでしたので、飲用を停止した旨も該当のセンターに報告があったということです。</p> <p>その後、私どもの方で製造業者に回収と原因の調査をするよう指示しました。</p>
山本委員	<p>大半が飲んだということですか。</p> <p>水だったので良かったですが、万が一異常を感じたらすぐに飲用をやめるなどのマニュアルがあつてしかるべきだと思うのですが、そういったマニュアルはあるのですか。</p> <p>今回はなぜ飲んでしまったのか。</p>
給食センター 所長	<p>通常は、給食センター及び学校で検食を行っていますので、その段階で発見するべきものですが、今回は製品ごとのばらつきがあり、検食では気が付かずに児童生徒のところまで届</p>

給食センター 所長	いてしまったということです。
山本委員	分かりますが、この機会に何か対策を講じなければいけないのではないかと思いますので よろしくをお願いします。
青地教育長職 務代理者	<p>教育長報告の中で、愛東地区の大萩の話は初めて聞き大変心に残りました。そういった話 がいろんな形で伝わってくると良いなと思います。</p> <p>先ほど議会の答弁でも出ていました、情報の共有の部分で、保護者に対しては連絡用アプ リを使っておられ、それで良いと思っていますが、地域の方は今の学校の状況や現場のこ とをどれだけ知っているのかと思うことがありました。特に家庭に子供がいない場合は、昔の 学校のイメージしかなく、勤務時間や休み等、今の学校はどうなっているのかを知らない と思います。全体の情報発信は学校ではなく教育委員会が今の状況を発信していただくと、働 き方改革のことも含めて一般の方にも分かってもらえるのではないかと思います。</p>
教育審議員	<p>年度当初に各自治会へ「学校だより」を回覧しています。そこに、学校の留守番電話のこ とや部活動のことなども載せていると思いますが、今は核家族化になり祖父母等へも伝わり にくい状況があるのではないかと思います。</p> <p>しかし、議会でも答弁しましたが、情報発信は大切ですので、教育委員会が何らかの形で 発信する方法を考えていかないといけないと思います。</p>
教育長	<p>地域でも子供が減ったということはみんな知っていますが、実際何人減ったかは全然気が 付かれていないです。1学年 10 人を割った等の話をしてもそれを初めて知る人が少なくあ りません。そういった意味でも情報を発信していただく方が良いのではないかと感じまし た。ありがとうございます。</p> <p>続きまして、「2 議案」に移ります。</p> <p>「議案第 14 号東近江市図書館協議会委員の任命について」担当課から説明をお願いします。</p>
管理監（図書 館担当）	<p>図書館の松野です。</p> <p>議案第 14 号東近江市図書館協議会委員の任命について御説明申し上げます。</p> <p>市立図書館では、図書館法第 15 条及び東近江市図書館条例第 3 条第 2 項及び第 5 項の規 定に基づき、図書館協議会を設けております。</p> <p>図書館協議会は図書館長の諮問機関であり、委員の皆様には、年 2 回開催する図書館協議 会において、図書館運営全般にわたる様々な課題への御意見や質の高い図書館サービスを実 現するための有効な御提言をいただいております。</p> <p>現在、お願いしております図書館協議会の委員の皆様は、昨年、令和 5 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日までの 2 年間ですが、このたびは、一部の委員の方 について交代が必要となりましたので、新たに任命するに当たり、御審議いただきたく議案を 挙げさせていただきました。</p> <p>議案書を御覧ください。</p> <p>図書館協議会の委員は、学校教育、社会教育並びに家庭教育関係者や学識経験者など合計</p>

<p>管理監（図書館担当）</p>	<p>13名の方をお願いしておりますが、そのうち学校教育関係者のお二人につきまして、交代が必要となりました。</p> <p>当該委員につきましては、例年、学校図書館部会の御担当から小学校から1名、中学校から1名、選出いただいておりますが、定例の異動により学校図書館部会の担当に変更がありましたので、それに伴い図書館協議会の委員につきましても、委員の交代が必要となったものです。</p> <p>新たに任命させていただくのは、蒲生西小学校長 中島 純子さんと五個荘中学校教頭加藤 紀美子さんのお二人です。</p> <p>お二人には「学校との連携による子どもたちへのサービス充実」について、学校現場での豊かな御経験に基づいた、有益な御意見や提言を頂戴したいと考えております。</p> <p>任期につきましては、前任者の残任期間である令和6年10月1日から令和7年7月31日までとなります。</p> <p>御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>説明は終わりました。この件について、御意見、御質問はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>（意見、質問等なし）</p>
<p>教育長</p>	<p>では、議案第14号につきまして、御承認いただけますでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>（異議なし）</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございます。では、「議案第14号東近江市図書館協議会委員の任命について」</p>
<p>教育長</p>	<p>は原案のとおり承認いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>続きまして、「3協議事項」に移ります。</p>
<p>教育長</p>	<p>「令和6年度教育委員会表彰について」担当課から説明をお願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>教育総務課の池元です。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>よろしくお願いいたします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>私からは、令和6年度教育委員会表彰の被表彰者の推薦について、8月の教育委員会定例会以降、追加で推薦のありました個人及び団体について説明します。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>お手元の「令和6年度教育委員会表彰 推薦者・団体一覧」、「功労賞」、「文化賞」、「スポーツ賞」の推薦調書、教育委員会表彰規則、教育委員会表彰基準を御覧ください。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>9月30日時点で、個人17、団体5の推薦となっており、追加推薦はうち個人4、団体2</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>となっています。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>まずは、功労賞の推薦調書を御覧ください。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>表彰の該当条項は、規則第4条第3号、「特に委員会が適当と認める者」となっていますので、表彰対象として良いか、この後御協議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>続きまして、文化賞の推薦調書を御覧ください。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>文化賞につきましては、個人4、団体1の追加推薦がありました。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>表彰規則の該当条項、推薦理由につきましては、調書記載のとおりとなっていますので、</p>

教育総務課長	<p>御確認いただきますよう、よろしく申し上げます。</p> <p>このうち、番号3につきましては、規則第5条第5号、「特に委員会が適当と認める者」となっています。</p> <p>続きまして、スポーツ賞の推薦調書を御覧ください。</p> <p>スポーツ賞につきましては、個人1の推薦がありました。なお、卓球のダブルスですが「個人」としてカウントしておりますので、御承知おきください。</p> <p>説明については以上です。</p>
教育長	この件について、御意見、御質問はございませんか。
各委員	(審議)
教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、功労賞及び文化賞の2者について「教育委員会が特に適当と認める者」として表彰させていただきたいと思えます。また、他の方については該当条項に基づき、表彰させていただきたいと思えますがよろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
教育長	<p>「令和6年度教育委員会表彰について」は(原案の)推薦のありました方々を認めていただけたものとして、事務を進めさせていただきます。ありがとうございます。</p> <p>次に、「4報告事項」に移ります。「福祉教育こども常任委員会報告について」教育部から報告をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>教育総務課の池元です、よろしく申し上げます</p> <p>市立能登川南小学校大規模改修工事(機械設備)入札結果について、次のとおり報告させていただきます。</p> <p>資料を御覧ください。</p> <p>現状、課題、取組等につきましては、8月の教育委員会定例会で報告させていただきましたが、入札で不調が続き、工事着手予定であった夏季休業までに機械設備工事の請負人が決定しなかったため、建築工事に当初機械設備工事で施工する予定でありました、特別支援教室と増築棟トイレの工事を追加いたしました。</p> <p>今回の入札につきましては、当初の内容から特別支援教室と増築棟トイレ工事を除いた内容で入札を行いました。</p> <p>入札結果を御覧ください。</p> <p>落札価格は税込となっています。</p> <p>機械設備工事 85,470,000円、落札業者は、株式会社水研設備です。契約工期は、令和6年9月17日から令和8年3月20日、工事内容は、特別教室、手洗等の給排水設備更新、受水槽の更新、既設空調設備の脱着、各教室の換気設備更新、保健室に多目的トイレ新設等です。</p> <p>市立能登川南小学校大規模改修工事(機械設備)入札結果についての報告は以上です。</p> <p>続きまして、市立能登川南小学校大規模改修工事の進捗状況について報告します。</p>

教育総務課長

同じく資料の議会議決工事等進捗状況報告書（令和6年8月末現在）を御覧ください。
進捗率ですが、建築工事が5.80パーセント、電気設備工事が7.10パーセント、機械設備工事につきましては8月末時点で未契約ですので0パーセントとなっています。
現状としまして、内装工事、解体工事、衛生器具工事、ユニット工事、配線工事を実施しました。
今後につきましては、理科室、図書室、家庭教室、職員室、校長室、印刷室の内装工事、解体工事、配線工事を行う予定です。
続きまして、市立永源寺中学校大規模改修工事の進捗状況について報告します。
資料の議会議決工事等進捗状況報告書（令和6年8月末現在）を御覧ください。
進捗率ですが、建築工事が2.40パーセント、電気設備工事が5.00パーセント、機械設備工事が3.36パーセントとなっています。
現状としまして、建築工事では仮囲いの設置、渡り廊下の解体、普通教室棟柱状改良、外部埋設配管工事、仮設ガス配管工事、渡り廊下埋設管撤去、外部埋設給排水管工事を実施しました。
今後につきましては、普通教室棟基礎工事、外部埋設管工事を行う予定です。
市立能登川南小学校、市立永源寺中学校大規模改修工事の進捗状況についての報告は以上です。

教育長

この件について御意見、御質問等ございませんか。

各委員

（意見、質問等なし）

教育長

続いて、能登川図書館の入札結果についてお願いします。

能登川図書館
長

能登川図書館の江竜です。どうぞ、よろしく申し上げます。
市立能登川図書館・能登川博物館改修工事における電気設備工事の入札結果について、報告いたします。
改修工事のうち、建築工事は市内佐生町の株式会社大兼工務店、機械設備工事は市内沖野三丁目の株式会社ニシデンと、それぞれ6月に契約を締結しております。残る電気設備工事につきましては、去る9月6日に入札を執行し、施工業者は、税込価格28,017,000円で、株式会社ニシデンに決定しました。令和7年3月21日までを契約工期として事業を進めてまいります。
既に建築工事と機械設備工事においては、現場事務所が建ち、開館しながら外壁等の工事を開始しております。この後、11月1日から3月21日までを集中工事期間として、空調設備改修や照明のLED化など、館内の工事を中心に行います。
集中工事期間中は、開架室をはじめとする館内の主な部分への立ち入りができなくなるため臨時休館いたしますが、予約された本の貸出や本の返却、博物館の古地図の閲覧や相談対応等ができるよう、臨時のサービス窓口を設けます。
次に、改修工事の概要につきまして、図面をお示ししながら説明いたします。お手元の資料を御覧ください。
現在、開館中でも施工可能な外壁工事から着手しております。図面、赤色の部分です。

能登川図書館
長

図面、緑色の部分は、空調設備改修になります。開館当初から、読書スペースや事務室など天井の低い空間は電気式の空調を、そして天井の高い開架室の中央部分などは大きな空調能力を發揮できる灯油式を導入しております。

今回の改修工事では、電気式の空調部分については、パッケージ型空調設備を更新します。灯油式の空調部分については、吸収冷温水機本体は、すでに平成 26 年に更新しておりますので、今回は、それ以外の本体につながるダクトやエアハンドリングユニットなどの改修を行います。

図面、黄色の部分、照明設備については、既にLED化が完了している開架室の高所部分などを除いた、それ以外の部分の照明器具を更新します。

図面、青色の部分、トイレの改修は、全ての便器をウォシュレット付の洋式便器に、またオストメイト対応便器を新設するなど、より衛生的で誰にとっても利用しやすい設備環境を整えたいと考えております。

図面、オレンジ色の部分には、市民の方からお寄せいただいた、御寄附を活用した新コーナー、市民の誰もが生涯を通じて読書の喜びを感じられる「みんなにやさしい図書館」を基本コンセプトにした「能登川図書館いきいきコーナー」を設置いたします。

能登川図書館と能登川博物館の改修工事の説明は以上となります。

教育長

ありがとうございます。先ほどの小中学校の大規模改修、能登川図書館、能登川博物館の改修工事について御意見、御質問等ございませんか。

山本委員

いきいきコーナーの内容は、図書館協議会等で議論するなど、外部の人とも相談する機会があるのか、内部の職員だけで計画されるのかどうされるのですか。

能登川図書館
長

職員間でも検討を進めており、10月に図書館協議会がありますので、そちらでも諮る予定をしています。

教育長

他はよろしいでしょうか。

続いて、こども未来部から報告をお願いします。

幼児課長

「保育所等利用調整基準の見直し及び保育所等入所申込みにおける電子による申込みの導入について」説明いたします。資料を御覧ください。

幼児課におきましては、10月1日から開始します令和7年度保育所等入所定期申込みの受付に向けて、大きく2点、見直しをしたいと考えています。

まず、1点目は、保育所等利用調整基準の見直しです。利用調整を行うに当たり、各家庭の状況をより適切に反映させるため、3点の見直しを行うこととします。

1点目は、下の子の育児休業期間中に妊娠出産要件の終了によって3歳未満の上の子が退園となる、いわゆる育休退園制度を廃止するものです。育休退園につきましては、これまで保護者から廃止を求める意見が寄せられており、また、市議会においても、度々、廃止を求める御意見をいただいております。このため、本市においては、3歳未満児の受入枠の拡充に取り組むとともに、育休退園の廃止について検討を進めてきました。このたび、令和7年4月1日に能登川地区の新規認定こども園が開園し、八日市地区においてもひまわり幼

幼児課長

児園の改修によって3歳未満児の受入枠を拡大することから、一定の受入枠が確保できる見通しが立ちましたので、令和7年度から育休退園を廃止するものです。

2点目は、2人以上の子供を育てる多子世帯の子育て負担を軽減するため、兄弟姉妹の同時入所がしやすくなるよう補正項目に新たな項目を設けるものです。従来から兄弟姉妹は同一園の入所を原則としていることに加え、この見直しにより、兄弟姉妹の同時入所の優先度が上がることから、兄弟姉妹が別々の園に入所せざるを得ない状況が改善できると考えています。また、この見直しに伴い、申込み時に確認しておりましたやむを得ない場合は兄弟姉妹が別々の園になってもよいという選択を廃止することとします。

3点目は、父又は母が子供と離れて生活している単身赴任世帯等の負担を考慮し、単身赴任世帯等の児童が入所しやすくなるよう補正項目に新たな項目を設けるものです。

次に、大きな2点目としまして、保育所等入所申込みにおいて電子による申込みを導入することとします。これは、保護者の利便性の向上を図ることを目的として、従前の書面による申込みに加え、インターネットを介する自宅等からの電子による申込みも可能とし、申込書類の提出方法を保護者が選択できるようにするものです。

(1)の保育所等入所申込みの運用方法を御覧ください。

保育所等の入所申込手続につきましては、現在、第1段階と第2段階に分けて行っております。

第1段階では、保育の必要性、家族構成、アレルギー対応等児童の状況などについて職員が詳細に聴き取りをした上で、申込みに必要な書類、入所後の対応等について説明する面談を行っています。

第2段階では、保護者が再度来庁し、申込書類を提出することとしております。

第1段階の面談は、入所後の園生活にも関わる重要なものであることから、電子による申込みの導入後においても全ての申込者について必須としており、今回の見直しは、第2段階において、保護者が再度来庁することなく電子による申込みを選択できるようにするものです。

なお、電子による申込みを選択される保護者に対しては、専用のマニュアルを配付し、システムの操作方法、必要事項の入力時の注意点等を第1段階の面談の時点で丁寧に説明することで、円滑に申込みをしていただけるようにいたします。

(2)の電子による申込みの導入時期及び対象につきましては、本年9月20日以降の令和6年度随時入所申込み及び11月1日からの令和7年度定期入所申込みの二次選考分からとします。

なお、対象とする申込みの種類につきましては、新規申込みを対象としまして、転園、待機、広域入所等の申込みにつきましては、順次、拡大していきたいと考えています。

説明は、以上となります。

教育長

この件について御意見、御質問等ございませんか。

各委員

(意見、質問等なし)

教育長

続けて、「箕作小学校区における民設民営学童保育所設置運営事業者の公募について」ことも政策課から説明をお願いします。

こども未来部
長

こども政策課は別の会議に出席のため、私から説明させていただきます。

「箕作小学校区における民設民営学童保育所設置運営事業者の公募について」説明いたします。

1 点目、本市の学童保育所の現状につきましては、本市では、学童保育所を全ての小学校区に開設しておりますが、保育ニーズの高まりによって入所希望者が増加し、待機児童が発生しております。

この対策としまして、今年度、夏季休業期間限定の学童保育所の開設に取り組みましたが、今後、多数の待機児童が見込まれる小学校区においてはクラブの増設が必要であります。

2 点目の箕作小学校区における民設民営学童保育所の公募の背景につきましては、現在、箕作小学校区では、専用施設 3 クラブ及び共用施設 1 クラブの 4 クラブを公設民営で運営しておりますが、待機児童が今後も発生する見込みであり、市内の小学校区で率先して早急な対策が必要であります。

表を御覧ください。令和 7 年度から令和 12 年度までの箕作小学校の児童数、学童保育所への入所者数及びその待機児童数の見込みとなります。箕作小学校の待機児童数は、令和 7 年度以降年々増加し、令和 12 年度には 49 人と、市内の小学校区で待機児童が最も多く発生すると見込んでおります。

箕作小学校には余剰教室がなく、周囲に学童保育所を設置できるような公共施設の空きスペースや土地も見当たらないこと。加えて、箕作小学校の 4 クラブを運営する NPO 法人東近江学童保育ネットワークが保育する児童数は市内で 1,000 人を超え、現在の運営を維持するのが精一杯で、これ以上の規模拡大は困難であると聴き取っています。

このため、緊急避難的な対応策としまして、民設民営学童保育所を設置運営する事業者を公募するものです。

3 点目の公募の概要につきましては、対象小学校区は箕作小学校区で、開設予定日は令和 7 年 4 月 1 日としております。事業者数は 1 者、受入予定児童数は 40 人としております。次に、運営に関する条件は、本市学童保育所運営指針を遵守することとしております。施設整備に係る補助金につきましては、改修費用に対しては、本市民間学童保育所施設整備事業費補助金交付要綱の規定に従い 1,200 万円を上限として補助を行います。

4 点目の開設までのスケジュールにつきましては、今月 24 日から 10 月 18 日まで事業者を公募し、10 月 25 日の審査を経て、11 月 1 日に事業者を決定する予定です。入所者募集の開始日は、事業者が定めることとなりますが、11 月 15 日を目安としています。開設は、令和 7 年 4 月 1 日とします。

説明は、以上となります。

教育長

この件について御意見、御質問等ございませんか。

山本委員

2 の表にある数字はどのような計算式で出していますか。

こども未来部
長

児童数は教育部からいただいている数字です。全体の児童数があり、そのうちの何パーセントが入所希望者数と推定しています。現在運営している 4 クラブ分の受入枠と入所希望者数の差が待機児童です。このように待機児童数を推定しています。

こども未来部長	入所者数は入所希望者数です。この表は、今の受入枠と比較してどの程度の待機児童が発生するかということを表しています。
山本委員	もう一点、新しく作る学童保育所の受入枠が40人ですが、令和12年には49人の待機児童となっています。
こども未来部長	40人の受入枠は最低でも確保したいということです。もしかすると提案時に2クラス分の80人とされるかもしれません。数人程度の待機児童ですと、夏季限定の学童保育所を設置することで解消する可能性もあると考えています。
山本委員	将来的には、いろいろな選択肢があるということですね。
沖田委員	児童数の推移についてですが、令和12年以降はどうなりますか。増え続けるのか、減っていくのかどうなるのでしょうか。
学校教育課長	住民基本台帳の数字を挙げていますので、令和12年以降の小学生の人数は、現時点ではまだ出生していないので分かりません。
沖田委員	施設や事業者設定の際に将来の見通しを踏まえて考えると思いますので、聞かせていただきました。
こども未来部長	他にも待機児童が発生している小学校区はあるのですが、箕作小学校区は5年ほど経過しても増え続けていきます。
神寄委員	預ける際の金額は、民設の場合は差が出たりするのですか。
こども未来部長	現在、公設民営でもそれぞれに金額は設定されますので全てが同じではありません。しかし、大体揃えておられます。能登川地区に民設民営がありますが、他はおおよそ1万円程度ですので、同じような金額設定をされています。
教育長	よろしいですか。 では、次に「夏季休業期間限定学童保育所に関する令和6年度取組結果及び令和7年度取組について」の説明をお願いします。
こども未来部長	「夏季休業期間限定学童保育所に関する令和6年度取組結果及び令和7年度取組について」説明します。 1点目、令和6年度夏季休業期間限定学童保育所の取組結果につきましては、入所児童は布引小学校に12人、スタッフの確保数は21人で、そのうち、放課後児童支援員の有資格者は1人でした。 入所児童の保護者に対してアンケート調査を実施したところ、スタッフの対応、保育内容

及び保育環境の評価について、全ての保護者から「非常に適切」又は「適切」との回答があり、非常に満足度の高い結果でありました。

また、自由意見では、「参加する前は不安もあったが、すぐに慣れて毎日楽しいようで、行くのを楽しみにしていた。」や「違う学校の友達ともすぐ仲良くなり毎日たくさん名前を出してくれる。」という意見がありました。保護者の意見からは、今回の夏季休業期間限定学童保育所の満足度が非常に高かったと考えています。

次に、夏季休業期間限定学童保育所のニーズ調査結果につきましては、学童保育所を利用する児童の保護者 1,610 人を対象に、7月22日から8月20日までアンケート調査を実施しました。

通年の学童保育所と夏季休業期間限定学童保育所が選択できると仮定した場合に、夏季休業期間限定学童保育所を選択すると回答した保護者は約 24 パーセントであり、夏季休業期間限定学童保育所に一定のニーズがあることが分かりました。

開設場所については、通学する小学校内を希望する回答が 137 件と、回答者の約 8 割を占めました。

開所時間については、午前 7 時 30 分からの開所を希望する回答が 126 件と、回答者の約 9 割を占めました。

閉所時間については、午後 4 時 30 分を希望する回答が 51 件、約 4 割あり、保育時間が短くなれば保育料も抑えられることから、基本の保育時間をどのように設定するかについて検討を進めているところです。

2 点目、令和 6 年度の取組の検証につきましては、今回の布引小学校での実施結果と学童保育所を利用する全保護者を対象としたニーズ調査結果を基に検証しています。

1 点目は、保育内容を工夫することで、異なる小学校区の児童が一堂に会する形のクラブ運営は可能であることが分かりました。

2 点目は、十分な保育スタッフを確保することはできましたが、有資格者の確保に課題が残りました。

3 点目は、夏季休業期間限定学童保育所を希望する保護者は回答者の約 24 パーセントで、約 8 割が児童の通学する小学校内での開設を希望し、約 9 割が午前 7 時 30 分からの開所を希望しています。

大きな 3 点目、令和 7 年度夏季休業期間限定学童保育所の取組方針につきましては、本市においては、現在、夏季休業期間限定学童保育所は待機児童解消策として捉えていることから、通年保育の受付及び審査後に、待機児童が発生するクラブへの入所予定者を対象に夏季休業期間限定学童保育所を案内することで、待機児童の減少につなげたいと考えております。

取組スケジュールを御覧ください。10 月から 12 月にかけて通年保育の入所説明会・申込受付を行い、入所審査を経て入所承諾者を決定します。1 月から 2 月にかけて待機児童が発生しているクラブの入所予定者に対し夏季休業期間限定学童保育所への切替えを案内することで、切替えによって生じた通年学童保育所の空き枠には待機児童を案内し、また、夏季休業期間限定学童保育所に空き枠がある場合にも待機児童を案内し、待機児童の減少につなげたいと考えております。

10 月から 12 月にかけての通年学童保育所の入所申込みに合わせて夏季休業期間限定学童保育所の入所申込みを行わない理由につきましては、通年学童保育所と夏季休業期間限定学

こども未来部長	<p>童保育所の入所申込みを同時に受け付けた県内他市においては、放課後児童健全育成事業の対象児童としての要件を満たさない保育の必要性が低い世帯からの申込みが殺到し、対応に苦慮された事例があり、本市においても同様の事態を招くことが予想されますので、本市においては、通年学童保育所の入所申込み受付後に夏季休業期間限定学童保育所の入所申込みを受け付けることとしております。</p> <p>取組方針の2点目は、保護者のニーズに合う設置場所及び開所時間の実現を目指すものです。これは、先程のニーズ調査結果のとおり、保護者の大半が児童の通学する小学校での開設を希望していることから、待機児童の多い小学校区での開設を目指し、教育部と調整を進めたいと考えております。開所時間につきましても、ニーズ調査結果を参考に検討してまいります。</p> <p>説明は、以上となります。</p>
教育長	<p>この件について御意見、御質問等ございませんか。</p> <p>これは全件調査ではなかったのですか。</p>
こども未来部長	<p>学童保育所を利用する児童の保護者 1,610 人に聞き、598 件の方に回答いただきました。</p>
教育長	<p>児童数にすればもっと増えるということですね。</p> <p>回答率がかなり少ないですが、なぜそんなに少なかったのでしょうか。</p> <p>開所場所や時間、夏季休業期間限定学童保育所についての件数も全件のうちの数字だと思っていましたが、回答された方がとても少ないという印象を受けました。</p>
こども未来部長	<p>Webでの回答を依頼していました。</p>
青地教育長職務代理者	<p>スタッフの確保が難しいという課題があるのですが、今回の例で見ると入所児童 12 人に対して保育スタッフの確保数が 21 人ということですが、これだけ人数が必要ということですか。</p>
こども未来部長	<p>スタッフの確保というのは、今回は1箇所ですら21人申込みいただいて、結局児童の人数が12人でしたので、21人全てに来ていただいたのではありません。ただ、有資格者が必要となります。今回、有資格者が1人しかおられなかったため、他の運営団体から有資格者が応援に来られ、夏季休業期間中の運営をしていただきました。</p> <p>有資格者が1人しかいないということは、毎日運営ができないということですので、「東近江市放課後児童支援員確保対策業議会」を立ち上げ、有資格者を増やしていけるような仕組みを作ることとなりました。</p>
教育長	<p>次の報告事項である「(仮称) 東近江市放課後児童支援員確保対策業議会」についても、併せて続けて説明をお願いします。</p>

こども未来部
長

それでは、続きまして「(仮称) 東近江市放課後児童支援員確保対策協議会の設立について」関係がありますので、併せて説明をします。

まず、背景につきましては、今年度、夏季休業期間限定学童保育所を開設するに当たり保育スタッフを募集したところ、先ほど申し上げましたとおり 21 人の応募がありましたが、放課後児童支援員の有資格者は 1 人でした。このため、今後、夏季休業期間限定学童保育所を拡充するには、放課後児童支援員の有資格者を増やす必要があります。また、通常の学童保育所の運営においても、放課後児童支援員の病気や家庭の事情等によって、放課後児童支援員が不足し苦慮される学童保育所が生じています。

通年の放課後児童支援員は、各運営主体において確保するのが原則であります。各運営主体では、急きょ、スポット的に放課後児童支援員が不足する場合の対応に苦慮されていることから、学童保育所の安定的な運営に向けて協議を重ねてきました。

こうした背景を受けまして、学童保育所運営主体が市と連携して、期間限定で勤務する放課後児童支援員の確保を図ることを目的として、東近江市放課後児童支援員確保対策協議会を設立するものです。先に報告いたしましたとおり、9月24日に設立総会を開催しました。

構成団体は、NPO法人東近江学童保育ネットワーク、NPO法人しみんふくしの家、各保護者会等の学童保育所の運営主体と事務局の東近江市になります。

事業内容は、期間限定での放課後児童支援員としての勤務希望者を市が登録し、期間限定の支援員を必要とする学童保育所とのマッチングを市が行います。また、被登録者が認定資格研修を受講する際のテキスト代及び交通費の助成を行います。

運営資金につきましては、協議会に参画する運営主体が、年度当初の登録児童数の割合によって負担することとします。

県では年に 1 回、この時期に認定資格取得のための研修を開催されますが、支援員が不足しやすい夏休み前に資格取得ができるよう、県には研修機会の拡充を要望しているところで

す。

説明は、以上となります。

教育長

この件について御意見、御質問等ございませんか。

青地教育長職
務代理者

子育てが終わった年代の方で、何か役に立ちたいと思われている方もいます。そういう方たちの中には資格がないがそういった仕事があるのであれば、僅かな時間でも働けるという方もおられますし、やる気も思いもあるので、こういう制度があるのは良いと思います。ぜひ、県にも要望して、層を増やしていただくよう働きかけてもらいたいです。

教育長

今の学童保育所の有資格者率はどれだけですか。

ずっと勤務されている方が多いと思いますが、そのうち、有資格者になっていない人がどれだけいるのかと思いました。その中に有資格者がいれば、夏季休業期間だけ対応してもらえばいい話で、そんなに難しいことではないのかと考えます。

こども未来部
長

現在の有資格者で通常の学童保育所を運営するだけでも大変だということです。

教育長	ずっと勤務されていても資格者にはならないということですか。
こども未来部長	そうです。研修を受けてもらう必要があります。
教育長	研修を受けてもらえばいいかと思うのですが、そういう動きにはならないのですか。
こども未来部長	研修を受けるための資格要件がいくつかあり、教員等の経験がある方以外ですと何年間かの勤務実績が必要となります。勤務実績が満たずやめてしまう人もいます。
教育長	また、有資格者が確保できない原因を調べておく方がいいかと思います。 最初に資格要件が設けられたときに、簡単に資格が取れる時期があったのですが、そのと きに取っていないのかとか、継続して勤務している人にそういう働きかけができていない 等、また、有資格者とそうでない人との賃金格差があるのですか。
こども未来部長	それはありますが、そんなに大きな差はありません。 他に、学童保育所は、勤務時間が夕方の遅い時間になります。午後から出勤され、午後7 時頃までとなります。勤務していただけるのは、夕方の時間帯に働くということに対して理 解が得られる方となりますので、確保が難しいという状況です。
山本委員	構成団体は前向きですか。
こども未来部長	非常に前向きです。NPO法人は運営施設をたくさん持っておられるので、スタッフの人数も 多いのですが、保護者会は自分のクラブだけしかないので、スポット的な人員がなく困 っているので何とかしてほしいという声が上がっていました。
山本委員	アンケートの件で、夏休みの学童保育所は能登川地区でも実施するようになっていませんでした か。そちらのアンケートはないのですか。
こども未来部長	待機児童 76 人を対象として、布引小学校と能登川地区の民設の学童保育所で実施すること としていましたが、実際に申し込みがあったのが、布引小学校だけでした。 居場所づくりは能登川でも実施しており、その検証は現在行っています。
教育長	保護者会で運営されているところは、NPO法人で運営するようにした方がいいと思いま す。能登川西小学校や能登川北小学校は根本的に人が足りなくなるので、経営が成り立たな いようになるのではないかと思います。
教育部長	人を確保するためだけの協議会ですか。
こども未来部長	そうです。スポット的に人員を配置できるようにするためです。

教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、続いて「5その他」に移ります。</p> <p>各課から報告をお願いします。</p>
各課報告 各課報告	<ul style="list-style-type: none"> ●教育しがNo.96（学校教育課） ●教育研究所だよりNo.252（教育研究所） ●報告事項（生涯学習課） ●報告事項（図書館）
教育長	<p>各課からの報告について、御意見等がございましたらお願いします。</p>
青地教育長職務代理者	<p>図書館から新しい取組の話をしていただきありがとうございます。</p> <p>いろいろな機関と連携を取って動かしていただいております、非常にうれしく思います。フレイル予防の件ですと、「近江鉄道」も最後の協力のところに名前が入ると良いなと思いました。また、徐々に輪が広がっていくことを期待しています。</p>
神寄委員	<p>研究発表大会の講演会の際に、園の先生が参加されていて、今回良かったのが最後の取組報告のところ、小学校、中学校の連携がとても心に残り、聞いていて良かったと熱弁されていまして、この場を借りてお伝えしたいと思いました。</p>
山本委員	<p>各課の報告で状況を報告してほしいことがあります。</p> <p>次回の教育委員会定例会で結構ですので、家庭教育支援員制度について、どういう状況になっているのか、現状を教えてくださいたいです。</p>
教育審議員	<p>事前に聞きたい内容を事務局へ伝えていただければ、対応できますので、ぜひ尋ねていただきたいです。</p>
教育長	<p>以上で、全ての議案が終了しました。全体を通して、御意見、御質問はございませんか。</p>
各委員	<p>（意見、質問等なし）</p>
教育長	<p>それでは、次回の第10回定例会は、令和6年10月23日（水）午前10時から「市役所東庁舎 東D会議室」で開催いたしますので、よろしくお願いします。</p> <p>また、第11回定例会につきまして、次第にありますように、11月27日（水）午前・午後、29日（金）の午後のいずれかで開催をお願いしたいと思いますが、委員の皆様のご予定はいかがでしょうか。</p>
各委員	<p>（日程調整）</p>
教育長	<p>ここで、事務局から日程について連絡があります。</p>

事務局

(事務局から連絡)

教育長

以上をもちまして、令和6年第9回教育委員会定例会を終了させていただきます。
お疲れ様でした。ありがとうございました。

会議終了

午後3時45分

会議録署名委員

会議録署名委員

教 育 長
